

大阪体育大学における公的研究費の使用に関する行動規範

大学における研究活動は、社会からの信頼と負託によって支えられています。

研究者は、公的研究費を使用するにあたり、この信頼と負託を損なうことなく、学術研究の公正性を担保しなければなりません。

大阪体育大学（以下「本学」という。）は、「大阪体育大学における公的研究費の取扱いに関する規程」に基づき、「公的研究費の使用に関する行動規範」を次のとおり定めます。

本学の研究者及び事務職員等、公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者（以下、「構成員」という。）は、これを誠実に実行します。

1. 構成員は、公的研究費が本学が管理する公的な資金であることを認識し、適正に使用すること。
2. 構成員は、公的研究費の使用に際して、関係法令や本学が定める規程及び使用ルール等を遵守すること。
3. 公的研究費の配分を受ける研究者は、研究計画に基づき、公的研究費を遅滞なく、かつ適正に執行すること。
4. 公的研究費の事務を担当する職員等は、公的研究費の事務処理を適正に行うこと。
5. 構成員は、相互に連携し、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めること。
6. 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修会に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めること。
7. 構成員は、公的研究費の使用にあたり、特定の取引業者との関係において、社会の疑惑や不信を招くことがないように行動すること。